

国際私法学会規約

(現行のもの)

(縦書き・条文見出しは条文番号の後)

制定	一九四九年一月 四日
改正	一九八六年一月二〇日

第一章 総則

(名称)

第一条	本会は、国際私法学会と称する。
-----	-----------------

(事務所)

第二条	本会の事務所は、理事会の定める所に置く。
-----	----------------------

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条	本会は、国際私法の研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせて外国の学界との連絡及び協力を図ることを目的とする。
-----	---

(事業)

第四条	本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 一 研究者の連絡及び協力の促進 二 研究会及び講演会の開催 三 機関誌その他の図書の刊行 四 外国の学界との連絡及び協力 五 前四号に掲げるもののほか、理事会が相当と認めた事項

第三章 会員及び会費

(会員)

第五条	<p>本会の会員は、左のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 正会員 国際私法又はこれに関連する分野の研究に従事する者 二 維持会員 本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体 三 名誉会員 国際私法学の発展に特に功労のある者で総会において推薦されたもの
-----	--

(入会)

第七条	正会員及び維持会員として入会しようとする者は、理事会に申し出て、その承認を得なければならない。
-----	---

(会費)

第六条	正会員及び維持会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。
-----	--

国際私法学会定款(規約改正)案

注記

(赤字及び青字は2016年3月末に会員宛に印刷物として送付した日以降の修正)

(左記の日に記載されていた注は一旦全て削除し、必要と思われるものだけを記載)

第I章 総則

(名称)

第1条	本会は、国際私法学会と称し、その英語表記は、Private International Law Association of Japanとする。
-----	--

(事務所)

第2条	本会の事務局は、理事会の定める所に置く。
-----	----------------------

第II章 目的及び事業

(目的)

第3条	本会は、日本における国際私法の研究及びその関係者の相互協力を促進し、あわせて国際的な国際私法学の発展を図ることを目的とする。
-----	--

(事業)

第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際私法に関する研究の報告と及び議論のための研究大会その他研究会の開催 (2) 国際私法に関する機関誌その他の図書の刊行 (3) 国際私法に関する情報の収集及び発信 (4) 国際私法に関する外国の研究者、学会、国際機関等との連絡及び協力 (5) その他、前条の目的を達成するために有益な事業として理事会が認めた事項

(事業年度)

第5条	本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
-----	--------------------------------

第III章 会員

(会員)

第6条	1 本会の会員は、本会の目的及び事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員資格を取得した者をもって構成し、次の2種とする。
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常会員: 国際私法又はこれに関連する分野の研究及び又は実務に従事する者 (2) 維持会員: 本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体
2	この定款において単に会員という場合には、通常会員及び維持会員の双方を含むものとする。

(会員の資格の取得)

第7条	1 本会に入会しようとする者は理事会に申し出て、総会の承認を得なければならない。
	2 本会への入会手続等については理事会が別に定めるところによる。

「国際私法学会入会手続規則」参照。

(会費)

第8条	1 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会が定める会費を支払う義務を負う納入しなければならない。
	2 会費の納入方法等については、理事会が別に定める規則による。

「国際私法学会会費規則」参照。

(任意退会)

第9条	1 会員は、いつでも退会することができる。退会の時点は理事会が退会届けを受領した日とする。に退会届を提出することにより、その時点で退会することができる。
	2 会員からの退会届の提出が事業年度の途中である場合には、当該会員は当該事業年度までの会費の支払義務はを免れない。

(会員資格の喪失)

第10条	1 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、会員資格を喪失する。
	(1) 当該会員が会費を2年以上滞納した場合であって、理事会において資格喪失の決定があったとき。
	(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
2 前項第1号による会員の会員資格喪失は、理事会による決定の時点からその効力を生じる。その時点が事業年度の途中であっても、当該会員は当該事業年度までの会費の支払義務を免れない。	

理事会・総会の開催が6月であるとすれば、2年半の段階で審議することになり、事情に応じて決定を先延ばしにすることもあり得る。

(除籍)

第11条	1 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、理事会からの提案に基づき、総会の決議によって、本会から除籍される。
	(1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき場合。
	(2) 前号に定めるとき場合のほか、除籍すべき正当な事由があるとき場合。
	2 除籍の決定の対象となる会員には、その決定に先立ち、弁明の機会を適切に与えなければならない。
3 除籍の決定が事業年度の途中である場合には、当該会員は当該事業年度までの会費の支払義務を免れない。	
4 除籍された者は、その除籍の決定があった日から5年間は入会の申込みをすることができない。その期間経過後に当該者から入会の申込みがあった場合には、総会は、特別に再入会を認めるべき事情があると判断するときのみ、当該者の再入会を認めることができる。	

(退会)

第八条	会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。
-----	------------------------------------

10条1項1号へ

第五章	会議
-----	----

第IV章	総会
------	----

(会議)

第十四条	会議は、総会及び理事会とする。
------	-----------------

(構成)

第12条	総会は、すべての会員をもって構成する。
------	---------------------

(権限)

第13条	総会は、次の事項について決議する。
	(1) 会員の入会及び除籍
	(2) 理事及び監事の選任及び解任
	(3) 事業報告及び決算報告の承認
	(4) 会費の額
	(5) 定款の変更
	(6) 本会の解散及び残余財産の処分
	(7) その他総会で決議するものとして理事会から提案され、総会でその旨を決定した事項

「入金承認」を「入金」に修正

(開催)

第十五条	総会は、通常総会及び臨時総会とする。
------	--------------------

(開催)

第14条	総会は、定時総会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。
------	--

(招集)

第十六条	総会は、理事長が招集する。
	2 通常総会は、毎年二回招集する。
	3 臨時総会は、左の場合に招集する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 理事長が必要と認めたとき。 二 会員の五分の一以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したとき。

第十七条	総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
	2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

第四章 役員

(役員)

第九条	本会に、左の役員を置く。 <ul style="list-style-type: none"> 一 理事長 一名 二 理事 若干名 三 監事 若干名
	2 理事及び監事は、総会において選任する。
	3 理事長は、理事会において互選する。

(招集)

第十五条	1 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
	2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、 理事長 に対し、理由を示して、一定の事項の議決を定時総会の目的とすること又はそのために臨時総会を招集することを請求することができる。
	3 総会を招集する場合には、理事長は総会の日の1週間前までに、会員に対して、日時、場所、議決事項その他必要事項を記載した通知を発しなければならない。

(議長)

第十六条	総会の議長は理事長がこれをつとめる。
------	--------------------

(議決権)

第十七条	会員は、各1個の議決権を有する。
------	------------------

(成立及び決議)

第十八条	1 総会は、議決権の総数の2分の1の議決権の数を有する会員が出席することをもって成立する。委任状を提出した会員は出席しているものとみなす(以下、本条において同じ。)
	2 総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数の賛成をもって行う。ただし、第13条第5号及び第6号に定める事項については、出席した会員の議決権の3分の2の賛成をもって行う。
	3 総会が定足数不足により成立しない場合において、出席した会員の過半数の賛成があるときには、議決事項とともに総会における議論の概要を全ての会員に通知し、総会員の議決権の10分の1以上の反対がない場合には、当該議決事項は可決されたものとする。ただし、第13条第5号及び第6号に定める事項についての議決には本項に定める方法を用いることはできない。

定款変更と解散・残余財産処分については特別多数決。

総会の定足数不足が懸念されるため、本会の運営を滞りなく進めるために新設。ただし、特別多数決の対象事項については除外。この通知・意思表示をemailでしてよいことについては31条参照。

(議事録)

第十九条	1 総会の議事については、議事録を作成する。
	2 議長及び議長が指名した理事(総会に出席した理事に限る。)は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
	3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、 その概要を適切な方法により会員の閲覧に供する。その概要を本会の機関誌に掲載する。

少なくとも現在は、原則として、ホームページに議事録をそのまま掲載。

第五章 役員

(役員)

第二十条	1 本会には、次の役員を置く。 (1) 理事 10名以上20名以内 (2) 監事 2名以上3名以内
	2 理事のうち1名を理事長とする。
	3 理事長以外の理事のうち、事業を分担して行う執行理事を若干名置くことができる。

21条2項へ

(役員等の選任)

第二十一条	1 理事及び監事は、その選任の時に満70歳未満の会員の中から、総会の決議によって選任する。 選任の手続等については、総会が別に定める規則による。
	2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 選任の手続等については、理事会が別に定める規則による。
	3 執行理事の選任は、理事長の指名による。

「国際私法学会理事及び監事選任手続規程」参照。

「国際私法学会理事長選任手続規則」参照。

(理事)

第十二条	理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
	2 理事は、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

(理事長)

第十一条	理事長は、本会を代表する。
	2 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を行う。

(監事)

第十三条	監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。
------	-----------------------

(任期)

第十条	役員任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。
	2 役員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。
	3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(理事会)

第十八条	理事会は、理事長が招集する。
------	----------------

	4 理事長は、事故により職務を執行することができない場合に備え、予めその職務を代行させる者を定めるものとする。
	5 理事長は、その職務を補佐させるため、会員の中から理事長補佐を指名することができる。

(理事の職務及び権限)

第22条	1 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、事業を執行する。
	2 理事長は本会を代表するほか、この定款に定める職務を行う。
	3 執行理事は、選任に際して理事長が定める業務を分担する。

22条2項へ

21条4項へ

(監事の職務及び権限)

第23条	1 監事は、理事の職務の執行を監査し、本会の業務及び決算について監査報告を作成する。
	2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
	3 監事は理事会に出席するものとする。

(役員任期)

第24条	1 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
	2 補欠任期満了前に理事又は監事が欠け、総会によりこれを補充するためにして選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
	3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任(退任により定数に不足が生じない場合を除く。)した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権限を有し、義務を負う。

予め補欠を選任しておく趣旨ではなく、欠員が生じた場合に総会で補充の決議があったときの問題であることを明確化。これに関連して、「国際私法学会理事及び監事選任手続規則規程」に第6条を追加。

(役員解任)

第25条	理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
------	------------------------------

第VI章 理事会

(構成)

第26条	1 本会に理事会を置く。
	2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
	3 理事長は、理事会の承認を得て、その理事長補佐を理事会に出席させることができる。

(職務及び権限)

第27条	理事会は、次の職務を行う。
	(1) 本会の業務執行の決定
	(2) 理事長及び執行理事の職務の執行の監督
	(3) 会員の会費滞納による資格喪失の決定
	(4) 理事長の選任及び解任
	(5) 年度ごとの事業計画及び予算の作成及びその総会への報告
	(6) 年度ごとの事業報告案及び決算案の作成(監事による監査を受けなければならない。)及び総会の承認を得るためのそれらの提出

(招集)

第28条	理事会は、理事長が招集する。
------	----------------

(成立及び決議)

第29条	1 理事会は、理事の総数の2分の1の理事が出席することをもって成立する。委任状を提出した理事は出席しているものとみなす(以下、本条において同じ。)。ただし、理事長の選任に関する議案については、欠席の理事は、委任状を提出していても、出席しているものとはみなさない。
	2 理事会の議決は、決議(理事長の選任についての議決を除く。)について特別の利害関係を有する理事を除き、出席した理事の過半数をもって行う。
	3 理事長が決議対象事項の提案を全ての理事及び監事に通知し、その事項について議決に加わることのできる理事全員が賛成し、かつ、監事が異議を述べない場合には、その事項は理事会において可決されたものとみなす。ただし、理事長の選任の議決については、この方法によることはできない。

ただし書きは、理事長選定については委任状出席を認めず、実際に2分の1以上の理事の出席を必要とする趣旨。

理事会は研究大会の際にしか開催できない状況にあることを前提とし、事業執行の停滞を避け、機動的に理事会決定を行うことができるようにするため、理事長選任を除き、emailによる理事会開催を可能とするもの。この通知・意思表示をemailでしてよいことについては31条参照。

(議事録)

第30条	1 理事会の議事については、議事録を作成する。
	2 議長及び副議長が指名した理事(理事会に出席した理事に限る。)は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
	3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、少なくともその概要を適切な方法により理事及び監事の閲覧に供する。その概要を本会の機関誌に掲載する。

少なくとも現在は、原則として、ホームページに議事録をそのまま掲載。

第VII章 補則

(通知及び意思表示の方法)

第31条	この定款に定める会員、理事及び監事への通知並びに会員、理事及び監事からの通知意思表示は、口頭文書によるほか、その内容を記した文書又はテキストの郵送又は電子メールその他理事会が別に定める規則に定める方法によることができる。
------	--

「国際私法学会定款第31条に定める通知等に関する規則」参照。

第六章 規約の改正

(規約の改正)

第十九条	この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。
------	--

附則

附則	1 この改正は、一九八六年一〇月二日から施行する。 2 この改正の施行の際、現に役員である者は、改正後の第九条の規定により、当該役員に選任又は互選されたものとみなす。ただし、この場合における役員の任期は、改正後の第十條第一項本文の規定にかかわらず、一九八七年五月一八日までとする。
----	---

附則

1	この定款は、総会において可決された日の翌日から施行する。
---	------------------------------

13条5号及び18条2項但書へ